院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号Ａ１０３に掲げる精神病棟入院基本料の15対１入院基本料の例により算定する。

２　当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した１日当たりの抗精神病薬が２種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、１日につき15点を所定点数に加算する。

３　別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

イ　重症者加算１　60点

ロ　重症者加算２　30点

４　診療に係る費用（注２及び注３本文に規定する加算、第２節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算並びに薬剤総合評価調整加算、第２章第８部精神科専門療法（区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料及び区分番号Ｉ０１１－２に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

第４節　短期滞在手術等基本料

区分

Ａ４００　短期滞在手術等基本料

１　短期滞在手術等基本料１（日帰りの場合）　2,856点

２　短期滞在手術等基本料２（１泊２日の場合）　4,918点

（生活療養を受ける場合にあっては、4,890点）

３　短期滞在手術等基本料３（４泊５日までの場合）

イ　Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー　１　携帯用装置を使用した場合　17,300点

（生活療養を受ける場合にあっては、17,229点）

ロ　Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー　２　多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合　7,491点

（生活療養を受ける場合にあっては、7,420点）

ハ　Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー　３　１及び２以外の場合　9,349点

（生活療養を受ける場合にあっては、9,278点）

ニ　Ｄ２９１－２　小児食物アレルギー負荷検査　6,000点

（生活療養を受ける場合にあっては、5,929点）

ホ　Ｄ４１３　前立腺針生検法　11,380点

（生活療養を受ける場合にあっては、11,309点）

ヘ　Ｋ００８　腋臭症手術　２　皮膚有毛部切除術　19,993点

（生活療養を受ける場合にあっては、19,922点）

ト　Ｋ０９３－２　関節鏡下手根管開放手術　19,313点

（生活療養を受ける場合にあっては、19,242点）

チ　Ｋ１９６－２　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）　40,666点

（生活療養を受ける場合にあっては、40,595点）

リ　Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（片側）　22,096点

（生活療養を受ける場合にあっては、22,025点）

ヌ　Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（両側）　37,054点

（生活療養を受ける場合にあっては、36,983点）

ル　Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（片側）　20,065点

（生活療養を受ける場合にあっては、19,994点）

ヲ　Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（両側）　30,938点

（生活療養を受ける場合にあっては、30,867点）

ワ　Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術　１　長径５センチメートル未満　19,806点

（生活療養を受ける場合にあっては、19,735点）

カ　Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　37,588点

（生活療養を受ける場合にあっては、37,517点）

ヨ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　１　抜去切除術　24,013点

（生活療養を受ける場合にあっては、23,942点）

タ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として）　12,669点

（生活療養を受ける場合にあっては、12,598点）

レ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　３　高位結紮術　11,749点

（生活療養を受ける場合にあっては、11,678点）

ソ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（３歳未満に限る。）　35,052点

（生活療養を受ける場合にあっては、34,981点）

ツ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（３歳以上６歳未満に限る。）　28,140点

（生活療養を受ける場合にあっては、28,069点）

ネ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（６歳以上15歳未満に限る。）　25,498点

（生活療養を受ける場合にあっては、25,427点）

ナ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（15歳以上に限る。）　24,466点

（生活療養を受ける場合にあっては、24,395点）

ラ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（３歳未満に限る。）　68,729点

（生活療養を受ける場合にあっては、68,658点）

ム　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（３歳以上６歳未満に限る。）　55,102点

（生活療養を受ける場合にあっては、55,031点）

ウ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（６歳以上15歳未満に限る。）　43,921点

（生活療養を受ける場合にあっては、43,850点）

ヰ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。）　50,212点

（生活療養を受ける場合にあっては、50,141点）

ノ　Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　１　長径２センチメートル未満　14,314点

（生活療養を受ける場合にあっては、14,243点）

オ　Ｋ７２１　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　２　長径２センチメートル以上　17,847点

（生活療養を受ける場合にあっては、17,776点）

ク　Ｋ７４３　痔核手術（脱肛を含む。）　２　硬化療法（四段階注射法によるもの）　12,291点

（生活療養を受ける場合にあっては、12,220点）

ヤ　Ｋ７６８　体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）　28,010点

（生活療養を受ける場合にあっては、27,939点）